

(様式第1号)

平成20年度第4回 芦屋市都市景観審議会 会議録

日時	平成21年1月23日(金) 10:00~12:00
場所	北館4階 教育委員会室
出席者	委員長 三輪 康一 委員 小林 郁雄, 高野 佳子, 林 まゆみ, 前田 由利, 村上 恵美子 姉川 昌雄, 廣田 誠, 徳田 直彦 事務局 岡本副市長, 大瓦技監, 佐田都市環境部参事, 林都市計画課長 岡松都市環境部主幹, 東都市計画課課長補佐 鹿嶋都市計画課主査
事務局	都市環境部都市計画課
会議の公開	公開
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 副市長挨拶
- (3) 会長挨拶
- (4) 会議の成立報告
- (5) 議事
 - ア 署名委員の指名
 - イ 議題
 - (ア) 諮問事項
芦屋景観地区内の認定を要する工作物の形態意匠の制限について
 - (イ) 説明事項
芦屋市都市景観条例の改正骨子について
 - (ウ) その他
- (6) 閉会

2 提出資料

- (1) 芦屋市都市景観審議会 資料
 - ア 芦屋景観地区内の認定を要する工作物の形態意匠の制限について 説明資料
 - イ 芦屋市都市景観条例の改正骨子について 説明資料
- (2) 正誤表

3 審議経過

- 事務局(岡松) (開会)
事務局(岡松) (資料確認)
岡本副市長 (副市長挨拶)
三輪会長 (あいさつ)

本日の会議の公開についての取り扱いについてお諮りいたします。芦屋市情報公開条例第19条で、会議は、一定の条件の場合で委員の3分の2以上の多数により非公開を決定した場合は非公開とできますが、それ以外は原則公開とすることになっております。本日の議題には、会議を非公開にするものがないので、会議を公開にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

三輪会長 本日は、傍聴の御希望はありますか。

事務局（岡松） ありません。

三輪会長 それでは、議事に入ります。本日の会議の成立について事務局から御報告をお願いします。

事務局（岡松） 委員の皆様の出席状況は、委員10名のうち9名の委員の御出席をいただいております。過半数を超えておりますので、会議は成立しております。

三輪会長 次に、本日の会議録の署名委員は、姉川委員さんと廣田委員さんをお願いします。

それでは諮問事項、芦屋市景観地区内の認定を要する工作物の形態意匠の制限について、前回から今回どのように変わったのかを中心に御説明をお願いします。

事務局（鹿嶋） 都市計画課の鹿嶋です。

諮問事項の芦屋市景観地区内の認定を要する工作物の形態意匠の制限について、御説明をさせていただきます。

（最初に、資料の訂正について説明。）

本日諮問させていただきます芦屋景観地区内の認定を要する工作物の形態意匠の制限は、景観法に基づき条例で定めるものでございます。認定を要する工作物の種類及び形態意匠の制限について諮問をさせていただくこととございます。

それでは、前回12月に開催しました審議会での御意見を踏まえて、修正を行った点を中心に御説明をさせていただきます。資料のインデックスの14ページ、下に書いております14ページA3横の表をごらんいただきたいと思います。

まず工作物の種類でございますが、赤字で表現しております部分は前回御説明させていただいたときに使用しました資料から追加・変更を行っている部分で、青字で示しております部分が今回削除を行う部分でございます。

まず1点目としまして、前回の説明では認定の対象となる工作物を大規模工作物というように表現しておりましたが、今後、芦屋川沿いなどを景観地区として決定していく場合に、必ずしも大規模な工作物ばかりとされないケースも考えられることから、認定を要する工作物、略称としまして認定工作物と表現を変更しております。

2点目としまして、建設等の定義でございますが、こちらを景観法に定められている文言と整合を図りまして、建設等というのは新設、増築、改築、もしくは移転、外観を変更することとなる修繕、もしくは模様替え、又は色彩の変更としまして、前回御議論がありました、例えば道路の舗装のやり替え、そのような補修、軽微な補修のような外観を変更しない行為は対象とならないこととしております。また非常に小規模な行為、また軽微な行為については条例に適用除外の規定を定めることとしております。

3点目としまして、前回資料では条例改正後の工作物、真ん中の表、そして認定を要する工作物の表、一番右の表ですが、下から一つ目と二つ目、高架道路、高架鉄道、横断歩道橋、こ線橋と、また橋梁の部分ですが、その他これらに類する高架の工作物という表現としておりましたが、工作物を定義づける中で、これらに類する工作物という表現は不適切であるという御意見をいただいておりますので、赤字で書いておりますとおり「これらに類するもの」と修正を行っております。

4点目としましては、阪神高速道路のような高架の道路の防音壁などについて認定の対象となるというのが読めないのではという御意見もございました。それにつきましては、上の道路、公園についても同様ですが、附属して設けられるものを含むという文言を追加しまして、そのような附属して設けられるものも認定の対象と

することがわかるように修正をしております。

あと高架道路，高架鉄道，横断歩道橋，こ線橋の部分ですが，高さ5メートルを超えるものという要件をつけておりましたが，事務局内で検討を行う中で，その5メートルがどこからどこまでの高さなのかが非常にわかりにくい。また実際に5メートルを下回る高架の工作物も少ないのではないかと考えられることから，この高さの要件については削除を行うこととしております。

以上が認定を要する工作物の種類の修正点でございます。

続きまして裏面の，15ページをごらんください。こちらは形態意匠の制限でございます。前回の審議会で，自然素材に対して色彩規定の適用除外を書き加える必要があるといった御意見がございました。また大規模建築物に附属する日よけの基準の部分で，色彩の規定がないと派手で大きなものが出てきてしまう恐れがあること，また逆に店舗などではアクセントとしての演出に使われる場合もあるという御意見もございました。また垣，さく，塀，門やアンテナの部分では，明度が低い方が目立ちにくい場合もあり，高明度で明度5以上の色調としなさいという規定をしてしまうのは問題があるのではないかと御意見がございました。

これらの御意見を踏まえまして，各工作物の色彩の規定の部分の共通事項としまして，高明度という部分と明度5以上とする部分，表の中では青字で表現しております部分について，削除を行う変更をしております。

また，16ページにあります大規模建築物に附属する日よけにつきましては，派手で大きなものできないように色彩の規定を設けることといたしますが，アクセントとして使用する場合，商業施設の演出などとして使われる場合はこの限りではないということで，適用除外をするというような基準を追加することで対応したいと考えてございます。

あと自然素材については，さまざまな色などがあることから，すべての自然素材について色彩規定を適用しないのは景観上支障が生じることも懸念されるために，表の下に備考として赤字で書いております部分，(1)としましては，敷地の規模，形状等により基準に適合させるのが困難な場合，(2)としまして，総合的な配慮がなされてることにより，地域の景観の向上に資すると認められるもの，また(3)では災害対策などの緊急に行う必要があるもの，このようなものについては基準を適用しないことができる例外規定を設けることで対応していくこととしました。この例外規定でございますが，建築物の形態意匠の制限，都市計画に定めました計画書の部分にも同じ記述がございます。

これら認定を要する工作物の種類，形態意匠の制限をまとめたものが資料の3ページから13ページにお示ししているものでございます。このような形で条例で定めていきます。また18ページから19ページにつきましては現行の基準，また20ページにはこれまで御説明をさせていただきました手続の流れを参考におつけしております。

最後に今後のスケジュールでございますが，21ページをごらんください。一番上の段が景観審議会を示している部分でございます。本日1月23日条例改正と書いてございますが，工作物の形態意匠の制限についての諮問をさせていただいています。条例改正の骨子につきましては，後ほど御説明をさせていただきますが，スケジュールは，3月開催の市議会にお諮りをし，周知期間を経まして7月1日より施行する予定としております。

以上，前回御指摘いただいた点についての考え方，変更点を中心に御説明をさせて

いただきました。以上です。

三輪会長 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきましたように、工作物についての形態制限にかかわる内容でございます。大きくは要点としては二つですね。

まず14ページのところの認定を要する工作物、認定工作物と言われておりますが、その認定工作物を定義するということですね。認定工作物の定義についてはいかがですか。

次に、認定工作物にかかわる形態意匠の制限についてはいかがですか。前回の議論に、基本的に対応した案となっております。その対応の仕方について御意見がございましたら、お願いします。

日よけについては、非常に色彩が派手なものについては、色彩の規定を入れたほうが良いということで、追加記載されております。

自然素材については、備考欄のどれに該当するのですか。

事務局（鹿嶋） 自然素材を用いる等により景観的な配慮が総合的にされていると判断できる場合に、この基準を適用しないようにしたいと考えておりますので、この(2)、総合的な配慮の中でそのようなものが使用されて、明度が非常に暗いものがあっても総合的な配慮がされている場合については認めていきたいという考えです。

小林委員 認定を要する工作物は、基本的には10メートルとするのですか。14ページの表の左端の(5)のところに、鉄筋コンクリートなど、電柱は、15メートル以下のものは適用除外というのは前からだと思っております。他の工作物が10メートルなのに、何で電柱だけ15メートルなのかという理由があれば教えてください。

事務局（岡松） 電柱は、現在多く用いられているのは、12、3メートルぐらいが多いと思います。ここについては、従来の基準をそのまま継承しています。

小林委員 例えば10メートルに制限すると、かなり既存のものにたくさん不適合が出てくるということになるという考えですか。

事務局（岡松） 関電さんが10何本を建替えされる場合にも、認定の対象となります。

小林委員 電柱だけ15メートルでは、装飾塔だとかアンテナだとか、何で芦屋だけ10メートルだと怒られませんか。

事務局（岡松） 一例ですが、芦屋川の河口の部分で、アンテナを15メートルで計画されていたものを、第1種低層住居専用地域であることから、10メートルに変更していただいたことがあります。

三輪会長 今の件は、15メートル以上のものについては認定の対象となるということですね。認定の基準には高さについては特に決めてないので、10メートル以下にしないということではないわけです。

小林委員 電柱は14メートルでも認定申請の必要はないけれども、電波塔は必要があるということですね。

三輪会長 工作物の基準は、現行のもののある程度踏襲することが基本的な方針ですので、御理解いただきたいと思います。

林委員 同じ14ページの公園の面積2,500平方メートルを超える公園とあるのですが、これは街区公園レベルだと思うのですけれども、都合によっては2,300になったり2,000になったりするのです、もうすこし検討しても良いのか

と思います。

三輪会長 いかがですか。

事務局（岡松） 現在、南芦屋浜で整備されている街区公園は、2,500平方メートル。それを一つの目安として、この2,500というのは入れております。

廣田委員 2,500は、都市計画決定されているものだろうと思う。私の立場から言うと、やはり数字はきちっと押さえてもらった方が、線を引くのであれば、きちっとした数字にしてほしいと思う。公園はすべて認定の対象とするのであれば、面積要件はなくすことにするか、どちらかだと思います。

三輪会長 認定という扱いになりますので、認定の対象というのは明確、明示的にしておかないといけないということがありますね。どこで線を引くかということですね。先ほどの15メートルの話も、14.9ではどうかということになりますから、どこかで線を引くということは必要です。2,500平方メートルというのは、街区公園の標準面積ですか。

廣田委員 公園ですから、基本的には公共がつくるので、面積要件はなくし、すべて対象としてもよいかなとも思います。

事務局（岡松） 最近の市街地では、提供公園が多いです。都市公園法の中で、明示されているものとして2,500があったことも一つの根拠としております。大きさの基準ですので、提供公園も認定の対象となります。2,500の提供公園が必要になるのは、相当大規模な開発になると思います。

林 委員 市街地の提供公園は、そのようなものはないですね。公的機関が整備するものがほとんどだと思うので、面積は小さくしておいても、大変ということはないと思います。1,000平方メートルでも良いと思います。

事務局（岡松） 平成8年10月から任意の条例で、協議をしてきています。これまで協議をしていたものが、今後も協議ができれば良いという趣旨です。

三輪会長 林委員さんの意見は、事例としてはそういう例があるのですが、今後、もう少し小さいものが出た場合、それも含めて考えていた方が良いのではないかとということだと思います。一方で、公共がやる場合は全部含めても良いのではないかとということだと思うのですが。いかがですか。

徳田委員 公園という表現にした場合、公園の中の工作物といいますか、例えばオブジェみたいなものも全部、この公園という言葉の定義の中に含まれるのですか。

事務局（岡松） 道路とか公園は、その計画のときに協議をしていただきたいという趣旨で考えております。公園全体を協議の対象にしたいという趣旨です。

三輪会長 この14ページの左側の表のところに、(2)のところにありますように、道路または公園に設置される公衆電話所以下の、こういういろんなベンチ、ごみ箱、その他に関して見ていくというようなことですね。それを含めて一括して公園という。

事務局（岡松） これまでの任意の条例では、こういう基準で、実際的には公園の全体について協議をしていただきました。今後も協議をしたいという趣旨です。道路や公園は、新設に当たっては、全体について協議をしていただきたいと思えます。

三輪会長 公園全体、デザインを含むということですね。

事務局（岡松） そうです。

三輪会長 いかがですか。2,500平方メートルは、都市計画での標準的な単位ですのでという原案ですが、もう少し小さくしてもということとか、あるいは面

積基準をなくす。

小林委員 この基準は、景観地区が全市にかけるという前提でつくられている。その中で認定を要する工作物は、場合により認定しないということもある。だから、限定した方がいいと思う。私は、これで良いと思う。

例えば、芦屋川とか六麓荘とか、景観地区の中の重要な地区を決めたときには、当然この認定を要する工作物だけではなく、工作物全部について、認定の対象にしたいと思いますので、工作物を全部ということは、全市じゃなくて、例えば南芦屋浜とかのところでは全道路、全公園は、認定の対象になるだろうという前提で考えると、これでいいのかなと思います。全市的に景観地区を決めるからこういう形でしておかないと、全部の道路、全部の公園を、あるいは全部のいろんなものをとということになると大変と思います。そういう前提から考えれば、認定を要するものは限定的にした方がいいと、私は思います。

三輪会長 いかがですか。景観の重要なエリアについては、当然全てが対象と考えられるので、全市的な基準では、ある程度限定することが必要だということです。それが、原案は2,500ということです。適当な数値はないですか。

林委員 2,500平方メートルは、結構大きいと思います。市街地の中では、もうほとんどないと思います。となると1,000はどうかということです。

廣田委員 提供公園で2,500となるのは、10ヘクタール弱ぐらいの開発になる。まずあり得ないです。そういう意味で、公的者しかできない面積です。

小林委員 南芦屋浜だけと違うのですか。

事務局（岡松） 工作物については、新設のときが一番重要と思います。

小林委員 基本の真ん中のところで、適合するよう努めなさいとしている。右側は、すべての適合を認定することになります。

事務局（岡松） 参考ですが、平成8年度から19年度までの工作物の届け出が56件です。12年間での数字ですから、平均すると1年に4から5件です。届出の大部分は、マンションの上のアンテナです。それから、あとは、宅地の造成のときに作られる擁壁です。その他は、浜地区から南芦屋浜に渡る芦屋浜大橋、湾岸側道です。

三輪会長 認定の対象となる2,500平方メートルを超える公園というのは、公共が整備するという意味ではかなり例としてもそれほど今後出てくることはないけども、それ以下の公園でも公共整備するということがほとんどで、ここで数字を新たに想定するというのはなかなか困難ですので、これでよろしいですかね。どうですか。

それでは、他の点については、いかがですか。

廣田委員 16ページの日よけの事項の色彩で(3)、追加されたところですが、ただしで始まり工夫したものとすることとなっていますが。どういう意味合いになるのかが読み取れない。ここでは、何を言おうとしているのか。

事務局（岡松） この基準につきましては、現在、南芦屋浜の基準とか、大規模建築物等の指導基準でこういう基準を設けており、商業系において、町のにぎわい、イメージアップを図るものであれば認めていきたいという趣旨で、このような基準を設けています。

廣田委員 基本的には(1)と(2)で、ただしこれにかかわらずのつもりだろうと思うのですが、こういう表現で読み取れるのか。

事務局（岡松） 先ほど鹿嶋が説明しましたように、大きなものとかが設置され

る可能性があるので、色彩の基準は、決めておく方が良いという前回の審議会での御意見を参考にさせていただきました。ただ、また審議会の別の意見として、アクセントとなるような日よけであれば、それは認めていきたいということで、そういう基準を設けさせていただいております。

廣田委員 これでは、いわれていることが、読み取れません。

事務局（岡松） これまでの基準で、設けていましたので、ここに設けたものです。

廣田委員 だから(1)、(2)にかかわらず、低層部でそういうことを行ったら、(1)、(2)の限りにあらずですよ。

三輪会長 そうです。

廣田委員 そうでしたら、この表現では読めないです。

事務局（岡松） 少し表現が不十分ということですね。

廣田委員 上記にかかわらず低層部でこういうことの工夫をしたものについては、その限りにないとか、そういうようなことですよ。

小林委員 そうですね。

廣田委員 だから、その最後のところには何々とするかと書いてありますから。三つ守りなさいとなります。

事務局（大瓦） アクセントに工夫したものについては、上記は適用しないとか、そういうような表現にすべきということですね。

廣田委員 私は、書き方を変えていただかないといけないと思います。

三輪会長 「ただし、アクセントとなるポイントや商業施設の低層部などでは、演出などで工夫したものについては上記にかかわらずかからない」ということで入れるとどうですか。

事務局（岡松） 意味は、積極的にそうしてくださいという書き方なのですね。

姉川委員 この文章からいくとそうなるのです。工夫することという。

小林委員 工夫して。(1)番を守らずに工夫することと。

林 委員 それはおかしいですね。

小林委員 守るのは守ってもいい。

林 委員 工夫したものを認める場合があるとかね。

姉川委員 そうですね。

林 委員 ショッキングピンクでも良いということではないと思いますが。

事務局（岡松） 趣旨については、ご理解いただいておりますので、表現を検討します。

三輪会長 それでは、ここについては、完全な文章として修正の文章をつくるのは難しいと思いますので、その趣旨を協議したということにさせていただきます。これについては事務局と私どもで協議させていただきたいと思います。

徳田委員 確認ですけど、例外規定ということの趣旨で検討されるのか、積極的な方向で検討されるのか。

事務局（岡松） 従来条例は積極的な意味でこういう表現をしています。これでは趣旨が違うという御意見でございます。

徳田委員 例外規定的なものとされるのか、積極的なものとされるのか。

事務局（岡松） アクセントとなるようなものであれば認めたいという趣旨です。

徳田委員 積極的にということですか。

三輪会長 積極的にマンセル値から逸脱せよというふうには、しなくてもよいと

ということです。

廣田委員 例えば，(3)を全て削除して，備考欄により，総合的に判断をすることでどうですか。

小林委員 日よけについてですね。

廣田委員 わざわざ書くとね，そういう積極的なとか，という話になります。でも，そういうものはやっぱり認めざるを得ないよということがあるのであれば，備考欄の総合的な判断，そういう考え方で運用をすればと思います。

三輪会長 建築物の方のアクセントカラーについてはどういう基準ですか。

事務局（岡松） 外壁の色彩についての基準ですが，「上記にかかわらず，アクセントとなるポイントや商業・業務地区の低層部分などでは，色彩の演出に工夫する。」というのがあります。

三輪会長 それは，積極的とも言えないし，消極的とも言えない。それと同じような表現では，だめですか。

廣田委員 ただし書きにならない。

小林委員 日よけだけこの基準がある。他はこの基準がない。色は大体そのようなものですから，わざわざ日よけだけ基準を設ける必要もないなという気はします。

廣田委員 せっかく，最後に備考欄を付け加えているので。

三輪会長 そうした方がどうもよさそうですね。

小林委員 わざわざ書くと，日よけだけはやってもいいかという感じになるから。

事務局（岡松） 外す方向でやります。

三輪会長 そうすると，備考欄の(2)でそれを受けるということですね。

事務局（鹿嶋） この(3)については削除をするということですが，備考の特例の中ですぐれたものについては認めていくという方向でやりたいと思います。

三輪会長 では，そういうことでよろしくお願いします。

他に何かございますか。

林 委員 細かいことですが，正誤表の6ページの外観意匠の「共通の要素を共有している」の部分は，「共通の要素を有している」でよいのではと思います。

事務局（岡松） 建築物の計画書の屋根・壁面の基準で，この表現を使っています。それに合わせています。

徳田委員 共通の要素を有しているとか，共通の要素を具しているとかの方が日本語的な気もするのですけどね。

小林委員 共通の要素というのは，何かひさしならひさしということで，それが共有しているというのは少し違うのではないですか。

小林委員 共通の要素があればよいということではなくて，共通の要素を共有していないといけないということです。

姉川委員 共有の方が大事。

小林委員 だから同じような部分が同じような格好をしていたらということ。だからそういうところは，木造のひさしをつけたら，それにそろえてというような話で多分，建築が決まっているのだと思う。だから共通の要素だけあったらよいというのではなくて，共有してないといけないのではないですかね，建築の方はね。それがこちらにもいるかどうかですが。

前田委員 今いわれているのは連続性が維持される意匠とすることというのが大事なので，やっぱり有している方が正しいですよ。共有してないですよ，要素を持っているけど共有しているわけではない。

小林委員 共通の要素は持っていても共有してなかったらいけないのと違います。

前田委員 連続性が維持されたらよいというように私は思ったのですけれど。

廣田委員 同じ要素が並んでいれば、それは統一しなさいということで、有するになるわけですね。

前田委員 有する方が本当は正しい。

廣田委員 事務局の方で、精査をしてください。

林 委員 例えば、屋根のひさしが出ていているというのは多分共通の要素だと思います。その共通の要素を持っているところは連続性が維持されると言っているのですが、そこでひさしがずっと並んでいるところを共有しているところでは、うまくないと思う。日本語としては共通の要素を有しているところでは、連続性が維持されるというのがすっきりした日本語ではと思います。そんなに絶対こうしないといけないという話ではないと思います。

廣田委員 事務局の方に法律用語として整理をお任せしたらと思います。

事務局（大瓦） 法制の方と相談して、条文との関係がございますので、法令上ということで御理解いただければいいかなと思います。

三輪会長 では、事務局で精査していただくようにしたいと思います。

廣田委員 諮問書の正しいものを配布していただきたいと思います。

三輪会長 後日、配付していただくようお願いします。

事務局（岡松） 諮問書を後日配布します。

三輪会長 それでは、よろしいですか。御意見をいただいた内容で、審議会としては、答申するというようにさせていただきたいと思います。

では、説明事項の方に入ります。芦屋市の都市景観条例の改正をされるということで、その骨子について御説明をお願いいたします。

事務局（鹿嶋） それでは、説明事項の芦屋市都市景観条例の改正骨子について御説明をさせていただきます。事前配付をさせていただいております資料のインデックスの、こちらが条例改正骨子の資料ということになります。25ページをごらんください。

まず条例の構成でございます。下の新旧構成比較の図をごらんをいただきたいと思っております。今回、構成の大きな改正点といたしましては、まず第2章。新しい改正案の構成の方の第2章のところですが、景観地区制度に関する事項といたしまして、上に書いておりますのが から まで景観地区の決定に関する事項及び認定に係る委任事項。また建築物の認定申請に関する事項。そして工作物の形態意匠の制限について定めることとしております。そして、最後の9章のところには工作物の罰則規定を新たに設けています。また、改正案の構成の第3章ですが、こちらについては上の説明文の中では4番ですが、景観協議に関する事項を定めて、現在は2章ということですが、2章で定めております自主条例による景観地区を法定の景観地区と区別するため、景観形成地区と名称を変更して新たに4章に定める点でございます。次に各章の主な改正内容、具体的内容についてですが、26ページから27ページにまとめて載せておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

第1章総則でございますが、四角の中に書いております7項目、 から までについて定めていくこととなります。主な改正内容といたしましては、下に書いておりますとおり、条例の目的の変更。今回、景観法の手続に関することというのが追加をされますので、目的の変更。そして認定を要する工作物の種類などを定義するというところで、定義の見直しでございます。

第2章，こちらが景観地区等としまして，景観地区の手續などを定めていく章でございます。まず第1節としまして景観地区の決定に関する手續ということで，景観審議会にお諮りをするを位置づける。また認定に係る手續の付加としまして，認定審査会を位置づけるところでございます。第2節は建築物の認定申請に関することを定めて，第3節に工作物に関する制限等について定めるところでございます。具体的中身は，こちらに書いております主な改正内容ということでまとめておりますが，工作物については手續から違反に対する措置，また国または地方公共団体に対する認定の特例でありますとか，工事現場での認定の表示義務，または完了届，適用除外，報告・立入検査，そのようなことについて定めていくことにしております。

第3章は，こちらは景観協議等としまして，景観アドバイザー会議を行うことを定めてまいります。また現在，広告物の指導基準があるのを継承することとしまして，引き続き広告物の景観誘導は行っていくこととしております。またこれまであった大規模建築物等の届け出は，景観地区の認定制度ということで制度の導入によりまして，届出については廃止することとなりますので，該当条文の削除を行います。

27ページ，第4章は，景観形成地区等としまして，これまでの景観地区を景観形成地区と名称変更を行い，景観形成基準については景観形成整備計画と位置づけを若干変更しまして，適合への努力義務を定めることにしております。

あと第5章から8章までにつきましては，現行の制度をそのまま継承することとしておりますが，文言について一度すべて見直しをすることで精査を行っておりますので，若干の文言の訂正などを行っていただくこととさせていただきます。

そして最後9章は，新たに認定工作物に関する罰則規定，具体的には50万円，また30万円以下の罰金を定めます。

以上が主な条例の改正の内容でございます。

そして一番後ろ，28ページになりますが，こちらに景観法に定めがある事項，法律に基づいて条例に定める事項。また自主条例として芦屋市独自として条例に定める事項を整理したものでございます。この表につきましては，10月の審議会でも一度御説明させていただいているものでございます。黒丸で表示しておりますのが条文，法律に，景観法に規定されている項目。二重丸については，法律に基づいて条例に今回定める内容。白丸については法律に基づかない，芦屋市独自の決まり事，基準として掲げる事項といったことで表現をしております。

以上，条例改正骨子について，御説明をさせていただきました。

三輪会長　ありがとうございます。

ただいま御説明いただきましたが，25ページから条例の改正の骨子ですね。何か御質問，御意見がございましたらお願いします。

姉川委員　意見として，28ページの中に完了検査の項目があるのですが，大規模建築物は印ですけれども，その他の建物とか工作物には印はないのですが，実際にできるものがどういう状態になっているかというのを確認していく方がよいのではないかとということです。検査が，大規模だけが印ですけれども，その他の方に印を入れておられないというのは，大規模だけを検査すればよいと，そういう判断をされているからと考えられるのですが。今の社会的ルールから，でき上がったものをきちんと見ておく必要があるように思います。そういう意味の意見です。

事務局（鹿嶋）　今回の完了検査については，大規模な建築物のみ規定をしていこうと考えております。まず，その他の建築物，また戸建ての住宅のような小規模

なものについても、大規模建築物についても、また工作物についても共通ですが、完了届については、すべての認定に係る行為については、行為が完了した段階で完了届を出していただくと。その完了届には、現在の完了届も同じなのですが、完成した状況の写真を貼付していただいています。その他の建築物については今回、外壁と屋根の色彩の規定について定めているだけですので、写真を見ればまず判断ができるのではないかと考えております。工作物についても、実際現地を見ないとわからない点があるかもわかりませんが、写真である程度判断ができるのではないかと理解をしています。

ただ現在、大規模建築物については、検査ではなくて現地の確認ということでは、きちんと樹木の本数であるとか、そのようなものも確認しております。今後も認定に係る大規模建築物については、写真だけではやはり判断できない部分があるかと思えますので、現地に赴いて実際、認定申請どおりのものができているのかどうか確認が必要と考えておりますので、大規模建築物については完了検査を義務づけていきたいという趣旨で定めております。

姉川委員 わかりました。

三輪会長 他に何か御質問、御意見ございますか。

26ページところで、第3章で大規模建築物等の景観協議等ということで、景観アドバイザー会議の手続きですね。認定審査会の事前にそういう形をとることにしていますが。第3章では、アドバイザー会議の手続を定めるということですか。

事務局（鹿嶋） この第3章の部分で認定申請に先だって、景観協議を市に対して行うことを定めます。

三輪会長 ここで定めるわけですね。

事務局（鹿嶋） この景観協議が、具体的に言いますとアドバイザー会議ということになります。

三輪会長 認定審査会については、第2章の方で手続が書かれているということなるわけですね。

事務局（鹿嶋） 認定審査会につきましては、第2章の方で定めています。

三輪会長 だから順番でいくと、第3章を先やって、第2章の方へ引き渡すという、そういう流れですね、認定の手続として。

事務局（鹿嶋） 手続の流れとしてはそういうことになります。

三輪会長 よろしいですか。これについて景観審議会としては了承するというにしたいと思えます。この後は、この条例を案として、議会の方へかけられるわけですね。その案が作成された段階で、これは景観審議会としても重要な条例の改正ということになりますので、条例として案を作成された段階で、委員の皆様にお送りいただけますとありがたいと思えます。

その他については、何かございますか。

事務局（岡松） ありません。

三輪会長 それでは、これで終了します。

閉 会